



 Audi

NIPPON CUP
HAYAMA SERIES 2016

オータムシリーズ帆走指示書

Nov. 12-13 2016

 Audi


TFCO
株式会社トーヨーアサノ

 Fujisawa SST




SINCE 1964


株式会社ジェフコーポレーション


NORTH SAILS

 SAILFAST


Eisch
GERMANY



Hayama Marina Yacht Club



NIPPON CUP 2016 葉山オータムシリーズ

日 程： 2016年 11月 12日(土)～ 2016年 11月 13日(日)

開 催 地： 葉山マリーナ（神奈川県三浦郡葉山町堀内 50-2）

主 催： 葉山マリーナヨットクラブ

特別協賛： アウディジャパン販売株式会社

協 賛： 株式会社 葉山マリーナー

株式会社 トヨーアサノ

株式会社 ゴールドワイン

Fujisawa SST マネジメント株式会社

株式会社 ジェフコーコーポレーション

NORTH SAILS JAPAN

有限会社 SAILFAST

株式会社 エル・エス・ピー

協 力： 一般社団法人 セイラーズフォーラー日本支局

JSAF 加盟団体 外洋湘南

葉山マリーナブルーアンカークラブ

帆走指示書

1. 適用規則

- 1-1 本シリーズには『セーリング競技規則(RRS)』に定義された規則が適用される。
- 1-2 IRC クラスは、「JSAF 外洋特別規定 2016—2017 付則B インショアレース用特別規定」および「IRC 規則 2016」パート A,B 及び C を適用する。但し以下を変更する。
 - 1-2-1 本シリーズは連続した日に行われるが、艇に搭載するセールの変更を認める。
(IRC 規則 21.1.5(d)の変更)
 - 1-2-2 X-35 ワンデザインクラスに関して「国際X-35 ワンデザインクラス日本国内規定」を適用し、許可されている範囲において X-35 クラスルール制限が解除され、IRC 規則を適用する。
(日本 X-35 ワンデザイン協会HP参照)
- 1-3 Melges 20 クラスは「Melges20 クラスルール」を適用する。但し C. 2.2(b)を除外する。
- 1-4 NIPPON CUP 葉山シリーズ 2016 オータムシリーズレース公示と本帆走指示書との間に矛盾がある場合は、本帆走指示書の内容が優先される。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、葉山マリーナイエローハウス内レース本部近傍に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3-1 帆走指示書の変更は、発効当日の 08:00 までに公式掲示板に掲示する。
- 3-2 レース日程の変更は、発効前日の 20:00 までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、葉山マリーナ内レース本部近傍に設置されたポールに掲揚する。
回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1分」を「60分以降」と置き換える。

5. 日程

- 5-1 2016年 11月 12日(土) 09:55 当日最初のレースの予告信号
- 2016年 11月 13日(日) 09:55 当日最初のレースの予告信号





- 5-2 11月13日（日）は13:55以降の予告信号は発せられない。
 5-3 オータムシリーズは最大5レースを予定し、各日のレース数は最大3である。
 5-4 レースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分前に、音響1声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

6. クラス旗

- 6-1 IRCクラスはTccによりA,B,C及びDクラスに分けられ、参加艇には以下の通りにクラス旗及びクラス識別旗の色を定める。

クラス名	クラス旗及びクラス識別旗の色
Aクラス	グリーン
Bクラス	イエロー
Cクラス	ピンク
Dクラス	ホワイト
Melges 20 クラス	Melges旗

- 6-2 Melges 20 クラスを除く各クラスのレース参加艇はチェックインからフィニッシュするまでの間、またはリタイアするまでの間、クラス識別旗をその下端がバックスティのデッキから1.5m以上の位置に掲揚していなければならない。クラス識別旗は主催者が支給する。
 Melges 20 クラス参加艇はクラス識別旗の掲揚は不要とする。

7. コース及びレースエリア

- 7-1 コースは別図に示すウィンドワード・リーワードコースの4レグまたは6レグとする。
 Melges 20 クラスは別図のマーク1を使用せず、マークMを廻航する4レグ又は6レグとする。
 7-2 レグ数を示す信号
 本部船は予告信号前までに白地に青文字で「4」または「6」と記載された旗を掲揚することで、コースのレグ数を指示する。
 7-3 コースエリアは、三浦郡葉山町沖の海域を予定する。
 7-4 予告信号以前に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を本部船に掲示する。

8. マーク

- 8-1 スタート兼フィニッシュマークは、スタートラインのスターボードの端にある本部船と、ポートの端にある黒色帯を巻いた黄色の円筒形ブイである。
 8-2 マーク1および2は、白色帯を巻いた黄色の円筒形ブイである。
 8-3 マークMは黒色帯を巻いた黄色の円筒型ブイである。
 8-4 10に規定する新しいマークはオレンジの三角形ブイとする。

9. スタート

- 9-1 レースは規則26を用いて予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。
 9-2 スタートラインは、スターボードの端にある本部船上のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端にあるスタートマークのコース側の間とする。
 9-3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート・シーケンスの間、スタート・エリアを回避していなければならない。
 9-4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。
 これは規則A4を変更している。
 9-5 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。
 艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。
 9-6 レース委員会は、国際VHF72chでリコール等の通知を行うことがある。ただし通知の有無、内容については救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
 尚、混信を避けるため他のチャンネルに移動する場合がある。その場合はその時点での使用している





- チャンネルで移動するチャンネル番号を通知する。
- 9-7 スタートの順番は次の通りとする。
 第1スタート；Melges 20 クラス
 第2スタート；Aクラス・Bクラス
 第3スタート；Cクラス・Dクラス
- 9-8 ゼネラルリコールとなったクラスの新しいスタートの予告信号は、第一代表旗降下1分後とし、これに続くクラスのスタートは繰り下げられる。

10. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11. フィニッシュ

- 11-1 フィニッシュラインは、フィニッシュマークである本部船のブルー旗を掲揚したポールとフィニッシュマークのコース側の間とする。
- 11-2 海象または気象の著しい悪化等により、フィニッシュマークの本部船が錨泊していないことを理由とする救済の要求は認められない。これは規則 62.1 を変更している。

12. タイムリミット

各クラスの先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュした後 25 分以内にフィニッシュしないそのクラスの艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、A4、A5 を変更している。

13. 抗議と救済要求

- 13-1 抗議書は葉山マリーナ内レース本部または海上のスタート／フィニッシュラインのレース委員会艇で入手できる。抗議、救済要求及び審問の再開の要求は、適切な締切り時間内に、レース本部または海上のスタート／フィニッシュラインのレース委員会艇に提出されなければならない。
- 13-2 それぞれのクラスの抗議締切り時刻は、その日のそのクラスの最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発したときから、1 時間とする。
- 13-3 抗議をする艇は、フィニッシュ後すみやかに、その旨をフィニッシュラインでブルー旗を掲揚している本部船に、相手艇を特定して、伝えなければならない。
- 13-4 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切り時刻後 30 分以内に公式掲示板に通告を掲示する。審問は、掲示に示された時刻に始められる。
- 13-5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるため、公式掲示板に掲示をする。
- 13-6 帆走指示書 6、9-3、15、16、17、18 および 20 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの項およびクラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。

14. 得点

- 14-1 完了したレースが 4 レース以下の場合、艇の本シリーズ得点は全レースの得点の合計とする。
- 14-2 5 レースが成立した場合、艇の本シリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。この項は RRS 付則 A2 を変更している。
- 14-3 修正秒数が同一の場合は Tcc の小さな艇を上位とする。

15. 安全規定

- 15-1 チェックイン
レースに参加する艇は、当日参加する最初のレースの予告信号 15 分前までに、本部船の船尾をスターボード側に見て通過し、自艇名・乗員数をレース委員会に告げなければならない。
- 15-2 レースからリタイアする艇は、自らすみやかにその旨をレース委員会に伝えなければならない。



15-3 レース中はライフジィケットを常時着用していなければならない。これは規則 40 を変更している。

1 6. 乗員の変更

乗員の変更は、当日の最初のレースのスタート予告信号の 90 分前までにレース本部へ変更後の乗員登録書を電子メール (nc_hayama@hmyc.or.jp) で提出することにより認められる。

1 7. 装備と計測のチェック

艇または装備は、帆走指示書とクラス規則に従っていることを確認するため、大会期間中いつでも検査されることがある。

1 8. 広 告

艇は主催団体から支給された広告を、指示通りに表示しなければならない。

1 9. 公式運営艇

- 19-1 本部船は「アルカディア」(白色、パワーボート:ニューチャレンジャー 38) とし、葉山マリーナヨットクラブ旗と大会旗を掲揚する。
- 19-2 ジュリー艇は白地に「J」と記載された旗を掲揚する。
- 19-3 その他の公式運営艇は大会旗又はプレス旗を掲揚する。

2 0. ごみ処理

指定された場所に捨てる以外、艇はごみを艇の外に捨ててはならない。

2 1. 上架の制限

艇の上架は制限しない。これは規則 45 を変更している。

2 2. 無線通信

どのような無線通信であっても、これを制限しない。ただし、規則 41 を変更するものではない。

2 3. 賞

賞は次のとおり与えられる。
各クラス 1 位～3 位

2 4. 責任の否認

艇が本シリーズに参加するか否か、スタートするか否か、レースを続行するか否か等、またレースに関係する全ての局面に於ける艇及び乗員の損傷、生命に関する全ての責任は艇の責任者にあり、主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

2 5. 氏名と肖像の使用権

この大会に参加することにより競技者は無償で、主催団体と大会スポンサーに開催地への到着時から最後に離れるまでの間、開催地または水上でとられた写真、録音、録画、およびそれらの複製品をその裁量で永久に作成、使用、公開する権利を自動的に与える。(RRS 付則 LE 35 参照)

2 6. レース本部 (公示 17 レース本部 電話番号の告知を含む)

開設期間	2016 年 11 月 12 日(土)8:00～11 月 13 日(日)20:00
場 所	葉山マリーナイエローハウス 1F 〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 50-2
TEL	090-5205-8026 (開設期間のみ)
Mail	nc_hayama@hmyc.or.jp
公式 HP	http://www.hmyc.or.jp/nc2016/

2016 年 11 月 5 日



別図 コース図

